

軽費老人ホーム ケアハウスやまなみ 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人 医真福祉会
法人所在地	大阪府八尾市大字都塚50番地1
代表者氏名	柳農 浩右
電話番号	072-991-8680
設立年月日	平成9年4月

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス やまなみ
施設の所在地	大阪府八尾市大字都塚50番地1
施設長名	坪内 清高
電話番号	072-991-8680
FAX番号	072-991-6355
開設年月日	平成9年4月
定員	50名
損害賠償責任保険加入先	あいおい損保(株)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	軽費老人ホーム
施設運営の方針	理 念：私達は、人間愛に基づき、高齢者を敬い、健康で明るく、安心して過ごして頂けるように努力します。 基本方針：1. 福祉や医療の知識・技術の習得に励み、サービスの質の向上に努めます。 2. 福祉と医療の連携をはかり、高齢者に安心して頂けるように努めます。 3. 親切・明朗・善意をモットーに人に接します。

4. 利用要件

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし二人部屋を、配偶者または三親等内の親族と共に利用する場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できます。
- (2) 自炊できない程度の身体的機能の低下が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方。
- (3) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。

- (4) 生活費に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 身元引受人が得られること。ただし、真にやむをえない特別な事情があると認められる場合は相談に応じます。

5. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括、所属職員の指導監督	1名	常勤 兼務
2. 事務員	庶務、会計業務	1名	常勤 兼務
3. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	常勤
4. 介護職員	日常生活の支援・援助、清掃等	2名	常勤
5. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名	常勤
6. 調理員	献立表に基づき食事提供	5名	常勤・非常勤

6. 施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種類	内容
食 事	<p>【食事時間】 朝食 7時30分 ～ 8時30分 昼食 11時30分 ～ 12時30分 夕食 17時30分 ～ 18時30分</p> <p>衛生上又は管理上許容可能な一定時間に限り取り置きをすることができます。予め欠食する旨の連絡が、7食前に申し出があった場合は、代金は徴収しません。</p>
入 浴	<p>入 浴 日 月曜日～土曜日 入浴時間 10時30分 ～ 16時30分 (土曜日 ～16時00分)</p>
健康管理	<p>少なくとも年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。</p>
相談及び助言	<p>各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の便宜	<p>日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。</p>

(2) 基準外のサービス

種 類	内 容
理美容	毎月第4週火・木曜日 移動美容室 カット・毛染め等 (外部の業者へ委託)
送迎費	5km程度の範囲内。片道700円 (職員の勤務状況により対応出来ない場合有)
服薬確認	11,160円/1ヶ月
レクリエーション費	行事によって異なる。催し案内時に費用も提示。利用料金と合算して請求。
受診付添い	1,030円/30分 ご家族の代わりに付添いし、受診が終われば結果を報告。
代行業務	1,030円/30分 買物・掃除・行政窓口への申請等を代行で行なう
居室配膳	210円/1食
プライベートバス	300円/1回
増 食	500円/1食 入居者からの増食の希望があった場合

7. 利用料

軽費老人ホーム ケアハウスやまなみ 利用者階層別料金表（月額）

[単位：円]

対象収入による階層区分		利 用 料 金			
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用	計
1	1,500,000 円以下	48,764	10,000	30,600	87,540
2	1,500,001 円～1,600,000 円	48,764	13,000	30,600	90,540
3	1,600,001 円～1,700,000 円	48,764	16,000	30,600	93,540
4	1,700,001 円～1,800,000 円	48,764	19,000	30,600	96,540
5	1,800,001 円～1,900,000 円	48,764	22,000	30,600	99,540
6	1,900,001 円～2,000,000 円	48,764	25,000	30,600	102,540
7	2,000,001 円～2,100,000 円	48,764	30,000	30,600	107,540
8	2,100,001 円～2,200,000 円	48,764	35,000	30,600	112,540
9	2,200,001 円～2,300,000 円	48,764	40,000	30,600	117,540
10	2,300,001 円～2,400,000 円	48,764	45,000	30,600	122,540
11	2,400,001 円～2,500,000 円	48,764	50,000	30,600	127,540
12	2,500,001 円～2,600,000 円	48,764	57,000	30,600	134,540
13	2,600,001 円～2,700,000 円	48,764	64,000	30,600	141,540
14	2,700,001 円～2,800,000 円	48,764	71,000	30,600	148,540
15	2,800,001 円 以上	48,764	73,400	30,600	150,540
11 月～3 月までの冬期には暖房費として一人月額 2,100 円を加算します。					
但し、大阪府が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の改正に伴い変更を、致します					

- 注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として確定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 注2 本人からの事務費徴収額（月額）は、上表により求めた額とします。
15 階層以上の方に関しては、介護職員処遇改善加算に要する費用の額を加えた額が月額となります。
- 注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し合算額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、上記表の額から 30%減額した額を夫婦それぞれの事務徴収額（月額）とします。この場合 100 円未満は切り捨てとします。
- 注4 上記以外に、お部屋でお使い頂く水道・電気・電話の使用料金を別途徴収させていただきます。
- 注5 入居時に、模様替え費用として 300,000 円をお預かりさせていただきます。退居時に居室模様替え費用・修理費用等を精算させていただきます。
- 注6 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退居時に現状に復するものとします。この時の費用は、入居者の負担とするものとします。

8. 利用料の請求及び支払い

入居料金は上表を基に1か月ごとに計算しますので、翌月の20日までに事務所へ現金支払いまたは振込の方法でお支払い下さい。(振込手数料は、入居者負担です) また、基準外サービス等についてはサービスを受けた時点でお支払いいただく場合もあります。

9. 当施設ご利用に当って留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会	来訪記録に、来訪者氏名、住所、続柄、時間を記載。
外出・外泊	外出届・外泊届を事務所へ提出。外来者を宿泊させる場合は届け出が必要。
喫 煙	所定の場所でのみ喫煙可。
迷惑行為等	集団生活を著しく乱す行為がある場合は、退去して頂く事があります。
火気類の仕様	居室において、火鉢、石油ストーブ、ローソク等、火気類の使用を禁ずる
政治・宗教活動の禁止	一切の政治・宗教活動を行わない。また、他の入居者に参加を強要しない

10. 個人情報の保護

職員は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が得た利用者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。

11. 高齢者虐待の防止

利用者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 緊急の対応

利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、届け出のあった緊急連絡先へも速やかに連絡します。

1 3. 非常時・災害時の対応

非常時の対応	「施設避難計画」「業務継続計画」に準じ対応します。
平常時の訓練など	「業務継続計画」に準じ対応します。
緊急事態の対応	「施設避難計画」「業務継続計画」に準じ対応します。

1 4. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します

窓口担当者：坪内 清高（施設長） 角屋 由香里（生活相談員）

ご利用時間：月～土 9時00分～17時00分

ご利用方法 電話 072-991-8680

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

【大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会】

所在地：〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号

大阪府社会福祉会館 5階

電話番号：06-6191-3150 FAX番号：06-6191-5660

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

【八尾市役所 地域福祉部高齢介護課】

所在地：〒581-0003 大阪府八尾市本町1丁目1番1号

電話番号：072-924-9360 FAX番号：072-924-1005

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

私は、本書面にに基づき重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾致しました。

年 月 日

【利用者】

住所

氏名

印

【代筆者】(続柄：)

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住所

氏名

印

【説明者】

軽費老人ホーム ケアハウスやまなみ

職・氏名

印

ケアハウス やまなみ入居者のしおり

ケアハウスやまなみは、みなさんが安心して明るく充実した生活を送っていただける“住まい”でありたいと願っております。

入居者はお互いに人格を尊重し、思いやりの心で助け合って、仲良く楽しい日々をお過ごし下さい。

〔生活上の規律について〕

1. ここは、共同生活の場でありますので、お互いに規律を守り、親睦を深め、他人の迷惑となるような言動はされないように願います。
2. 外出、外泊はご自由ですが、部屋の管理や防災上からも常時入居者の皆様の所在を把握しておく必要がありますので、その都度、外出届け、外泊届けにご記入下さい。
また、門限（午後7時）までに戻られない場合は、予めご連絡を下さい。
3. 外出、外泊のため食事が不要とされたときは、6食目以前についても予め申し出て下さい。なお、申し出があつて、7食目以降の食事が不要になった場合は、当月利用料の生活費より食事料金を1食毎に精算します。
4. ご家族・ご親戚・友人等が来訪された時は、来訪者記録にご記入して下さい。
5. 入居者以外の方は、施設長の承認がなければ宿泊する事ができません。
6. 食事はセルフサービスで、原則として食堂で行います。ただし、居室で簡単な調理をして頂いても結構です。
7. 次のような行為は慎んで下さい。
 - ア ケンカ、暴行、中傷、口論、泥酔等他人に迷惑を及ぼすこと。
 - イ 建物、設備、植木等を損傷すること。
 - ウ 犬、猫等のペットを飼育すること。
 - エ 無断外出、無断外泊、門限（午後7時）を守らないこと。
 - オ 施設内において特定の宗教活動や政治活動を行うこと。
 - カ 危険物・可燃物を持ち込むこと。
 - キ 食堂での食事の残りを居室に持ち帰ること。
 - ク その他、施設の秩序や風紀をみだす等、共同生活に甚だしく支障を及ぼすようなこと。

ケアハウスやまなみ入居者懇談会細則

1. 目標

ケアハウスやまなみ入居者懇談会細則（以下「細則」という。）は、ケアハウスやまなみ管理規程第23条に基づき、ケアハウスやまなみの健全なる運営と入居者の快適で心身共に充実した生活の実現のために必要な事項について、意見を交換する場として、「ケアハウスやまなみ入居者懇談会」（以下「懇談会」という。）を設けるものとする。

2. 懇談会の構成

懇談会は、施設を代表する役職員（施設長、生活相談員、栄養士、調理師）及び入居者のうち各階の代表者1名（計4名）により構成されるものとする。

任期は2年間で2月に各階毎に改選し、4月より新規代表で行う。再選も認める。

3. 懇談会の開催

(1) 懇談会は、原則として、定例懇談会を（月1回）開催する。ただし、定例懇談会のほか、施設側と入居者の双方が必要と認めた場合は臨時懇談会を随時開催するものとする。

(2) 懇談会の招集は、施設長の名において行うものとする。

(3) 懇談会の進行は、施設側において行うものとする。

4. 懇談会における議題

(1) 管理規程、細則等の諸規程の改編について

(2) その他、特に必要と認めた事項について

5. 記録の作成

懇談会の議事については、開催の都度その記録を作成して、全入居者に掲示する。

(入居者懇談会)

1 ケアハウス入居契約書第4条（入居者懇談会）に基づき入居者懇談会を設置するものとする。

2 入居者懇談会の設置、運営については、別に定めるケアハウスやまなみ入居者懇談会細則によるものとする。

(改正の手続き)

1 この規定を改正、廃止しようとするときは、入居者懇談会の意見を聞くものとする。

(補 足)

1 この規定に定めるもののほか、必要な事項については理事会の承認を得て、施設長が別に定めることができる。